

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52530001	
事務事業名	生活保護事業	
予算書の事業名	2.生活保護事業	
事業期間	開始年度	昭和25年
	終了年度	当分継続
	業務分類	5. 法定受託事務・移譲事務
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	明石 主計	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	525003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	5. 社会保障制度の適切な運営	
区分	なし	
基本事業名	生活保護制度の適正な運営	

予算科目	コード3	001030301
会計	一般会計	
款	3. 民生費	
項	3. 生活保護費	
目	1. 生活保護費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)		単位	実績		計画・目標			
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市内に居住地を有する生活に困窮する者。	① 被保護世帯数	世帯	132	141	150	160	170
		② 被保護人員	人	146	155	160	170	180
		③						
手段	<平成23年度の主な活動内容> 相談、保護の決定、保護費の支給、自立助長のための助言、指導。	① 相談件数	件	132	110	120	120	120
	*平成24年度の変更点 なし	② 保護費支給額	千円	293,003	318,784	320,000	325,000	330,000
		③						
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 困窮の程度に応じて、必要な保護を行う。健康で文化的な最低限度の生活を保障しつつ、その自立を助長する。	① 保護率	%	3.21	3.48	3.50	3.52	3.54
		②						
		③						
その結果	<施策の目指すがた> 市内に居住地を有する者全てが健康で文化的な最低限度の生活を送る。	↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) S21.9に旧生活保護法が制定・施行される。旧生活保護法において初めて要保護者に対する生活保護が、国家責任を原則とすることが明文化された。その後、社会保障制度のあり方に関して各方面で議論が行われ、また、現実の社会情勢から、生活保護制度の拡充強化の必要が生じたため、S25.5級生活保護法が全文改正され、現在の生活保護制度が成立し今日に至っている。なお、この全文改正により、それまで実行不良の者は「欠格者」として保護は行われなかったが、生活困窮に至った原因の如何を問わず、専ら生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目して保護を行う「無差別平等の原理」が明文化された。		財源内訳	(千円)	249,992	245,920	234,738	240,000	247,500
		①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
		②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		③その他(使用料・手数料等)	(千円)	73,838	81,982	78,555	80,000	81,250
		④一般財源	(千円)	323,830	327,902	313,293	320,000	328,750
		A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	4	4	4	4	4
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 経済情勢が長引けば、被保護者も増加するものと思われる。また、高齢者の増加により、年金等を受給できない要保護者はさらに増加するものと思われる。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	180,815	180,815	180,815	180,815	180,815
		B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	504,645	508,717	494,108	500,815	509,565
		事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
		(参考) 人件費単価	(円/時間)					
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) なし		◆県内他市の実施状況		(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 各種資料により概ね把握している。				
		● 把握している	→					
		○ 把握していない						

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
● 直結度大 大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	法定事務 説明
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令 ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 義務 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第84条の4
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 障がい福祉サービス費給付事業 (長期入院患者の地域移行を促進することで、医療扶助費の削減につながる)。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
あり	説明 長期入院患者の退院促進等を進めることで、医療扶助費の大幅な削減が期待できる。被保護者にジェネリック医薬品の積極的な利用を啓発し、医療扶助費の抑制が期待できる。就労支援専門員と連携し、その他世帯員の早期就労を促し自立 (保護廃止) を促す。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 業務の特殊性及び、今後も継続して保護人員が増えることと見込まれることから、削減の余地は全くない。寧ろ増員することで業務の効率化を図るべきである。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 生活保護法及び生活保護法実施要領により、保護の要件等が明確に規定されている。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 会計検査院実地検査や県の事務監査により一定の公平性は保たれていると思われる。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切 ○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	○ 適切 ● コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
<input type="text"/> 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
● 他の事務事業と統合又は連携	
○ 目的見直し	
● 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	削減
	中・長期的 (3~5年間)	維持
障害担当と連携し、主治医より入院加療が必要ではない長期入院 (社会的入院) 患者の地域移行を進める。ジェネリック医薬品の利用促進のため、被保護者及び調剤機関にジェネリック医薬品の積極的な利用を啓発する。		コストの方向性
上記のとおり。		成果の方向性

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		不要
近年、医療扶助の増加が著しいので、改善案の実行や最近導入されたレセプト点検システムの活用によって、適正な医療扶助の執行に努められたい。		

★二次評価 (経営戦略会議評価)	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52530002	
事務事業名	住宅手当緊急特別措置事業	
予算書の事業名	3.住宅手当緊急特別措置事業	
事業期間	開始年度	平成21年度
	終了年度	当面継続
	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input checked="" type="radio"/> 2. アウトソーシング <input checked="" type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	明石 主計	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	525003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	5. 社会保障制度の適切な運営	
区分	なし	
基本事業名	生活保護制度の適正な運営	

予算科目	コード3	001030301
会計	一般会計	
款	3. 民生費	
項	3. 生活保護費	
目	1. 生活保護費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 住宅手当緊急特別措置事業実施要領 (平成21年7月19日付け社援発0709第7号厚労省社会・援護局長通知) 及び魚津市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱 (平成23年魚津市告示第79号) に基づき、平成19年10月1日以降の離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、最大9か月間を限度に住宅手当を支給し、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。		単位	実績		計画・目標			
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 平成19年10月1日以降の離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者	① 手当受給者数 (延)	件	44	53	55	55	55
	→ 対象指標	②						
	③							
手段	<平成23年度の主な活動内容> 住宅手当の支給決定 相談員と連携し、受給者が早期に就労できるよう適切な助言を行う。	① 決定数	件	14	9	10	10	10
	→ 活動指標	②						
	③							
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 手当を支給することで家賃等の経済的負担を軽減し、支給期間中の就労活動を助長する。	① 手当受給者額	円	1,013,400	1,156,300	1,431,600	1,500,000	1,500,000
	→ 成果指標	② 就労できた者	人	5	2	5	5	5
	③							
その結果	<施策の目指すがた> 離職しても直ちに生活保護に陥ることなく、第2のセーフティーネットとして機能する。	↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 平成20年末のリーマンショックにより、いわゆる「派遣切り」により、派遣労働者が解雇され、同時に住居を喪失したため、直ちに生活保護になることが社会問題となった。そこで、家賃の全部又は一部を手当として支給することで、離職しても直ちに生活保護に陥ることないよう、第2のセーフティーネットとして創設された。		財源内訳	(千円)	4,833	5,206	5,598	5,598	5,598
		①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
		②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
		④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
		A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	4,833	5,206	5,598	5,598	5,598
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 経済情勢が長引けば、受給者も増加するものと思われる。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	60	60	60	60	60
		B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	252	252	252	252	252
		事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	5,085	5,458	5,850	5,850	5,850
		(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) なし		◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 各種資料により概ね把握している。					
		● 把握している	→					
		○ 把握していない						

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
● 直結度大 大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	法定事務 説明
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令 ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 義務 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入 住宅手当緊急特別措置事業実施要領 (平成21年7月19日付け社援発0709第7号厚労省社会・援護局長通知)	
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで今より効果が高まる可能性がある他の事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 支給金額等は決められているため、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 なし

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 住宅手当緊急特別措置事業実施要領 (平成21年7月19日付け社援発0709第7号厚労省社会・援護局長通知) 及び魚津市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱 (平成23年魚津市告示第79号) により、支給の要件等が明確に規定されている。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 一定の公平性は保たれていると思われる。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切 ○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切 ○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
○ 終了	○ 廃止
○ 目的見直し	○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	なし
	中・長期的 (3~5年間)	なし
		コストの方向性
		維持
		成果の方向性
		維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		不要
ただし、社協に配置している就労支援専門員を福祉事務所に置いた場合の事業効果を比較検討されたい。		

★二次評価 (経営戦略会議評価)	